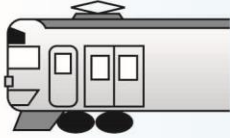


# 上井草駅周辺地区 (下石神井四丁目)

## 第7号

# まちづくりニュース



平成28年3月

【発行元】練馬区 西部地域まちづくり課

## 西武新宿線立体化の早期実現に向けて

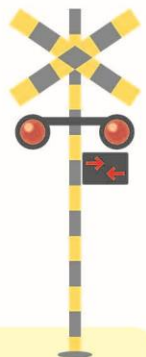
# 東京都へ要望書を 提出しました



▲ 安藤副知事へ要望書を手渡す前川区長

平成27年11月11日、前川耀男区長（西武新宿線立体化促進協議会会長）は、区民、区議会議員とともに都庁を訪問し、西武新宿線（井荻～東伏見駅付近）の連続立体交差化の早期事業化に向けた取組などについて要望書を提出しました。同年1月に初めて要請活動を行い、今回は2回目となります。

対応した安藤副知事からは、「地元の皆様の思いを感じている。鉄道立体化に向けた検討を更に進めていく。まちづくりをより一層進めていただきたい。」といった内容の挨拶をいただきました。



## 西武新宿線立体化促進協議会とは？

「西武新宿線立体化促進協議会」は、西武新宿線の区内全区間を含む井荻から東伏見駅付近の鉄道立体化の早期実現を図ることなどを目的として、平成27年1月25日に区民、区議会、区が一体となり結成された組織です。

## 西武新宿線の立体化について

練馬区内全区間を含む井荻から東伏見駅付近について、東京都は、平成16年に「鉄道立体化の検討対象区間」として抽出し、平成20年に同区間を連続立体交差事業の事業化の可能性について検討を進める「事業候補区間」として位置付けています。

練馬区では、上井草駅、上石神井駅、武蔵関駅の沿線3駅周辺地区について、鉄道立体化を見据え、まちづくりの方向性を示した「まちづくり構想」をそれぞれ策定し、まちづくりの検討に取り組んでいます。





# 練馬区内の他の地域のまちづくり手法をご紹介します

現在、練馬区では様々な地域において、区民のみなさまの声を聞きながらまちづくりを進めております。今回は区内で33地区決定されている「**地区計画**」の概要をご紹介します。



## 地区計画とは？

### ●地域住民等と区市町村が連携して定める地域に密着したまちづくりのルールです。

- ・建築基準法や都市計画法などにより、建築物の建て方のルールは既にあります。一般的な最低限のルールしか決められていません。
- ・地区計画は、まちの実情に合わせてきめ細やかなルールを決めることができる都市計画です。

### ●建物・道路・公園等に関するルールです。

- ・建物や道路・公園などの施設のつくり方をあらかじめ計画し、個々の建替えなどの際にルールを守ることで、徐々にその実現を図ります。

#### Q. 地区計画に合わせて、今すぐ建替えないといけないの？

いいえ！それぞれのお宅の建替え時にルールが適用されるので、地区計画が導入されてもすぐに建替える必要はありません。



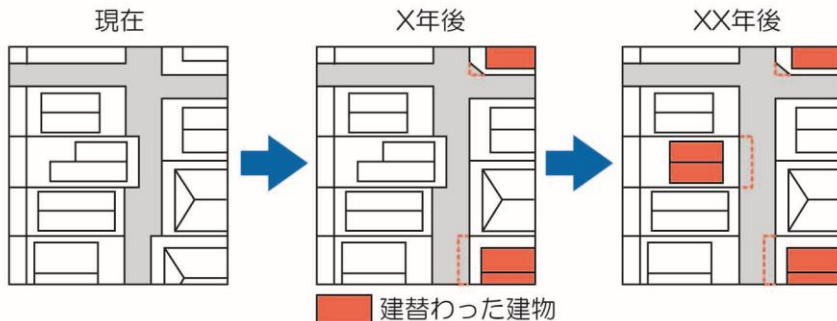
#### Q. 地区計画で決めたルールを守らずに建築物を建てる人がいるのでは？

建築物の建替え時には建築確認審査が必要であり、建築条例に定められたルールに適合していない場合は、建築物を建てることはできません。



例えば

## 一定の道路幅を守って建替えるルール



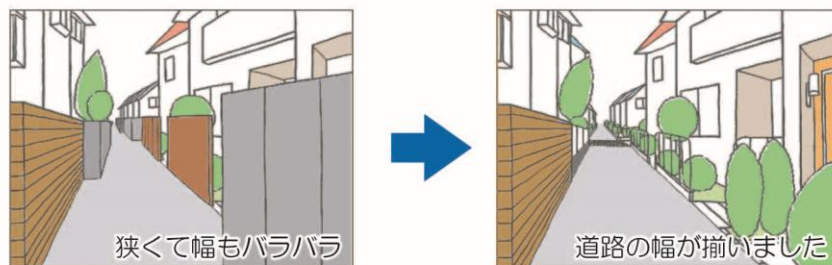
狭い道が多く、安心して歩くことができない。

交通量は増えて欲しくないけれど、もう少しゆとりのある安全な道路にしたい。



### 地区計画では…

既存の道路を生かしながら、建替えに合わせて、ゆとりのある安全な道路空間に改善していくことができます。



## 地区計画では他にもこんなルールが定められます！

- ブロック塀を生け垣やフェンスにして、安全で緑豊かな環境にすることができます。
- 敷地が小さく分割されないようルールを定めて、ゆとりある住宅地の環境を守ることができます。

お問い合わせ先

練馬区 都市整備部 西部地域まちづくり課

電話：5984-1278（直通）

担当：甲斐・山口・橋本